

養育費の取り決めや継続的な履行確保 に向けた支援を行います

豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村、熊取町、田尻町、岬町にお住まいの、児童扶養手当受給者（同様の所得水準）の方に、養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や保証会社と養育費保証契約を締結する際の費用を支給します。

①公正証書等作成費用支援

養育費に関する公正証書の作成費用や家庭裁判所の調停又は裁判に係る費用を支給します。

対象経費 ※養育費に係る費用のみ

- 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- 家庭裁判所の養育費請求調停や夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代
- 裁判に要する収入印紙代
- 添付書類の戸籍謄本や郵便切手代

支給額

- 対象経費の全額
公正証書作成 上限額 43,000 円
調停申立て・裁判 上限額 76,000 円

対象者

豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村、熊取町、田尻町、岬町に居住するひとり親であって、次の要件を満たす方

1. 養育費の取り決めに係る経費を負担した方
2. 児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準にある方
3. 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方（公正証書は強制執行認諾約款付きのもの）
4. 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
5. 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助金等を交付されていない方

②養育費保証契約における保証料支援

保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用を支給します。

対象経費

- 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として本人が負担した費用
※1回限り

支給額

- 契約締結に要した費用と養育費の1か月分の額を比較して少ないほうの額
上限額 50,000 円

対象者

豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村、熊取町、田尻町、岬町に居住するひとり親であって、次の要件を満たす方

1. 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
2. 児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準にある方
3. 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方（公正証書は強制執行認諾約款付きのもの）
4. 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養されている方
5. 過去に同内容の債務名義で補助金等を交付されていない方

養育費

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことで、一般的には、経済的、社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用のことです。衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。親の子どもに対する養育費の支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務だとされています。

養育費は、子どものためのものですので、子どもと離れて暮らすようになる親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

公正証書

公正証書とは、私人（個人又は会社その他の法人）からの囑託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書のことです。

養育費の取り決めに一定の条件を満たす公正証書（執行証書）によってした場合には、実際に支払ってもらえない場合に強制執行の手続きを利用することができます。公正証書の利用につきましては、最寄りの公証役場にご相談ください。

（大阪府内の公証役場一覧）

<http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/table/kousyou/all.html>

養育費保証契約

養育費について保証会社と保証契約を締結しておくことで、養育費を支払う側の親から支払いがなかったときに、保証会社から立替払いを受けることができます。詳しい内容は保証会社ごとに異なりますので、それぞれの保証会社にお尋ねください。

養育費の履行確保についてのお問い合わせ先

大阪府福祉部子ども室

子育て支援課推進グループ

住所：〒540-8570

大阪市中央区大手前 2 丁目

TEL：06-6941-0351（内線：4261）

FAX：06-6944-3052

養育費全般についてのお問い合わせ先

大阪府立母子・父子福祉センター

住所：〒537-0025

大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 59 号

TEL：06-6748-0263

FAX：06-6748-0264